

法務局からのお知らせ

被災した建物の滅失の登記について

法務局が行う建物の滅失の登記

熱海市伊豆山地区における令和3年7月1日からの大雨の被害により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

不動産登記法第57条では、「建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から1か月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。」と規定されていて、登記されている建物を取り壊したり、災害により倒壊又は流失したりしたような場合には、【建物の滅失の登記】が必要です。

静岡地方法務局では、被災した建物の滅失の登記について、被災された皆様の御負担を軽減するため、熱海市から情報提供された以下の建物等を対象として、原則として登記官の職権による滅失の登記を行うことを予定しています。

1 自然倒壊した建物

2 公費解体した建物

3 費用償還した(する)建物

※ 公費解体及び解体費用の償還に関する手続の詳細については、熱海市にお問合せください。

熱海市から法務局に情報提供がされた建物

熱海市から法務局に情報提供がされない建物

法務局による職権滅失登記を行います。
(附属建物の登記がある建物は、職権滅失登記ができない場合があります。)

所有者の方からの滅失登記の手続が必要です。

お問合せの際には、建物の所在(小字、地番)を控えた上でお問合せいただくと、スムーズに対応することができます。

問合せ先 静岡地方法務局不動産登記部門
地図整備室・筆界特定室
〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50
TEL054-254-3555(ガイダンス5番)
土日祝日を除く8:30から17:15まで

*「熱海市大雨被害による建物滅失の件」
と伝えてください。

詳しくは、建物の所在を管轄する静岡地方法務局熱海出張所へお問合せください。

なお、お問合せの際には、建物の所在(小字、地番)を控えた上でお問合せいただくと、スムーズに対応することができます。

問合せ先 静岡地方法務局熱海出張所
〒413-8560 熱海市福道町7-30
TEL0557-81-2586
土日祝日を除く8:30から17:15まで

*「熱海市大雨被害による建物滅失の件」
と伝えてください。